

経 済 産 業 省

20190830製局第1号
令和元年9月6日

一般社団法人日本ジュエリー協会 会長 殿

経済産業省製造産業局長



タリバーン関係者等と関連すると疑われる取引の届出等について

上記の件について、警察庁刑事局組織犯罪対策部長から令和元年8月30日付け警察庁丙組組企発第144号、警察庁警備局長から令和元年8月30日付け警察庁丙備企発第125号をもって別添のとおり要請がありましたのでお知らせします。

警察庁によると、当該要請の趣旨は、外務大臣が令和元年8月30日付け外務省告示第129号により、国家公安委員会委員長が令和元年8月30日付け国家公安委員会告示第31号、及び第32号によりタリバーン関係者等のリストの改正（別表）を行ったところ、犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成19年法律第22号。以下、犯罪収益移転防止法）第8条に基づく疑わしい取引の届出義務を徹底されたいというものです。

ISIL及びその関係者が本件タリバーン関係者等に含まれていることにも留意し、引き続きタリバーン関係者等と関連すると疑われる取引について、犯罪収益移転防止法に基づく各種義務の履行の徹底を求めるものです。

なお、最近の厳しい国際テロ情勢に鑑み、タリバーン関係者等との一定の取引について、国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法（平成26年法律第124号）等の規定が遵守されるよう、貴会会員に対し一層の周知徹底をお願いいたします。

警察庁丙組組企発第 144 号
警察庁丙備企発第 125 号
令和元年 8 月 30 日

経済産業省製造産業局長 殿

警察庁刑事局組織犯罪対策部長
警 察 庁 警 備 局 長

タリバーン関係者等と関連すると疑われる取引の届出等について（要請その 127）

この度、別添のとおり「国際連合安全保障理事会決議に基づく資産凍結等の措置の対象となるタリバーン関係者等を指定する件の一部を改正する件」（令和元年 8 月 30 日付け外務省告示第 129 号）並びに「国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法第三条第一項の規定に基づき国際テロリストを公告する件」（令和元年 8 月 30 日付け国家公安委員会告示第 31 号）及び「国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法第三条第二項の規定に基づき、公告事項に変更があった公告国際テロリストを公告する件」（令和元年 8 月 30 日付け国家公安委員会告示第 32 号）により資産（財産）凍結措置等の対象となる者の一部が改正された。

タリバーン関係者等と関連すると疑われる取引については、これまでも、犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成 19 年法律第 22 号。以下「犯罪収益移転防止法」という。）に基づき、顧客等の取引時確認等や疑わしい取引の届出の履行の徹底が図られ、また、タリバーン関係者等との一定の取引は外国為替及び外国貿易法（昭和 24 年法律第 228 号）及び国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法（平成 26 年法律第 124 号。以下「国際テロリスト財産凍結法」という。）により規制されているところである。最近の厳しい国際テロ情勢に鑑み、宝石商に対し、この度の改正内容を周知していただくとともに、I S I L その他のイスラム過激派組織やその関係者が本件タリバーン関係者等に含まれていることにも留意し、引き続きタリバーン関係者等と関連すると疑われる取引について犯罪収益移転防止法に基づく各種義務の履行が徹底され、また、タリバーン関係者等との一定の取引について国際テロリスト財産凍結法等の規定が遵守されるよう、よろしくお取り計らい願いたい。

○国家公安委員会告示第三十一号

次の国際テロリストが、国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等により設置された委員会の作成する名簿に記載されたので、国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法（平成二十六年法律第二百二十四号）第三条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和元年八月三十日

国家公安委員会委員長 山本 順三

アル・カーイダ／ISIL（ダーイシュ）と関係を有する自然人

1 氏名 アリ・マイチャウ (ALI MAYCHOU (original script: علي مایچو))

別名 (a) アブドウルラフマーン・アル・マグレビ (Abderahmane al Maghrebi) (b) アブドウルラフマーン・レ・マロケン (Abderrahmane le Marocain) (c) アブ・アブドウルラフマーン・サンハジ (Abou Abderahmane Sanhaji)

称号 不明

役職 不明

生年月日 1983年5月25日

出生地 Taza, Morocco

国籍 モロッコ

旅券番号 モロッコ旅券 V06359364

住所 マリ

名簿に記載された年月日 2019年8月14日

名簿記載者公告番号 QI-295

その他参考となるべき事項 イスラム・マグレブ諸国のアル・カーイダ組織 (QE-8)、アンサー・エッディーン (QE-59) 及びジャマーア・ヌスラトゥル・イスラーム・ワ・アル・ムスリミン (QE-83) のメンバー。身体的情報：身長185cm、体重80kg。ID番号：モロッコ国民IDカード AB704306。同人に対するインターポール（国際刑事警察機構）・国連安全保障理事会特別手配書のウェブ・リンク：<https://www.interpol.int/en/How-we-work/Notices/View-UN-Notices-Individuals>

2 氏名 バー・アグ・ムーサ (BAH AG MOUSSA)

別名 (a)アグ・モッサ (Ag Mossa) (b)アミ・サーリム (Ammi Salim)

称号 不明

役職 不明

生年月日 不明

出生地 不明

国籍 マリ

旅券番号 不明

住所 不明

名簿に記載された年月日 2019年8月14日

名簿記載者公告番号 QI-296

その他参考となるべき事項 アンサール・エッディーン (QE-59) の設立メンバーで、ジャマ
ア・ヌスラトゥル・イスラーム・ワ・アル・ムスリミン (QE-83) の作戦指導者。同人に対するイ
ンターポール (国際刑事警察機構)・国連安全保障理事会特別手配書のウェブ・リンク：[https://w
ww.interpol.int/en/How-we-work/Notices/View-UN-Notices-Individuals](https://www.interpol.int/en/How-we-work/Notices/View-UN-Notices-Individuals)

○国家公安委員会告示第三十二号

次の公告国際テロリストについて、公告された事項に変更があったので、国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法（平成二十六年法律第百二十四号）第三条第二項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和元年八月三十日

国家公安委員会委員長 山本 順三

名簿記載者公告番号QE-10(アルイティハード・アルイスラミヤ(AL-ITIHAAD AL-ISLAMIYA(AIAI)))

1 変更前

名称 アルイティハード・アルイスラミヤ (AL-ITIHAAD AL-ISLAMIYA (AIAI))

名簿に記載された年月日 2001年10月6日（2007年12月21日、2011年12月13日及び2013年3月18日に改訂）

その他参考となるべき事項 ソマリアとエチオピアにおいて活動していると報告されている。2012年2月にアイマン・ムハンメド・ラビ・アル・ザワヒリ（QI-1）によってアル・カーイダ（QE-1）の支部として認められたハラカト・アル・シャバーブ・ムジャーヒディーン（アル・シャバーブ）に合併した。ソマリア及びエリトリアに関する安全保障理事会決議1844（2008年）において定められた制裁措置の対象にも指定されている（参照www.un.org/sc/committees/751/index.shtm）

1)。指導部にはハッサン・アブドゥッラー・ヘルシー・アル・トゥルキー（QI-92）及びハッサン・ダヒル・アウエイヌ（QI-19）がいる。AIAI はアル・ハラマイン・イスラム財団（ソマリア）（QE-22）を通じて資金を得ている。安全保障理事会決議1822（2008年）に基づく見直しは2010年6月21日に終了した。

2 変更後

名称 アルイティハード・アルイスラミヤ（AL-ITIHAAD AL-ISLAMIYA（AIAI）
（original script:الاتحاد الاسلامي））

名簿に記載された年月日 2001年10月6日（2007年12月21日、2011年12月13日、2013年3月18日及び2019年8月9日に改訂）

その他参考となるべき事項 ソマリアとエチオピアにおいて活動していると報告されている。2012年2月にアイマン・ムハンメド・ラビ・アル・ザワヒリ（QI-1）によってアル・カーイダ（QE-1）の支部として認められたハラカト・アル・シャバーブ・ムジャーヒディーン（アル・シャバーブ）に合併した。ソマリア及びエリトリアに関する国連安全保障理事会決議第1844号（2008年）において定められた制裁措置の対象にも指定されている（参照<https://www.un.org/sc/suborg/en/sanctions/751>）。指導部にはハッサン・ダヒル・アウエイヌ（QI-19）がいる。AIAI はアル・ハラマイン・イスラム財団（ソマリア）（QE-22）を通じて資金を得ている。国連安全保障理事会決

議第1822号（2008年）に基づく見直しは2010年6月21日に終了した。同団体に対するインターポール（国際刑事警察機構）・国連安全保障理事会特別手配書のウェブ・リンク：<https://www.interpol.int/en/How-we-work/Notices/View-UN-Notices-Entities>

件名・国際連合安全保障理事会決議に基づく資産凍結等の措置の対象となるタリバン関係者等を指定する件の一部を改正する件

○外務省告示第百二十九号

平成十三年外務省告示第三百三十二号及び令和元年外務省告示第七号を含む関連の告示に關し、国際連合安全保障理事会決議第七七号、第七号、第九百八十八号、第九百八十九号及び第二千二百五十三号に基づき設立された各理事会委員会が令和元年八月九日及び十四日に行つた決定等に基づき、同理事会決議第千二百六十七号4(b)、第千三百三十三号8(c)、第千三百九十号2(a)、第千九百八十八号1(a)、第千九百八十九号1(a)に定められた措置の対象となる個人及び団体の一部を次のように改正する。

令和元年八月三十日 外務大臣 河野 太郎
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに
次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のよう
正後欄に掲げる。これを標記部分に二重傍線を付した規定(以下「対象規定」といふ。掲げる。これを標記部分に二重傍線を付した規定(以下「対象規定」といふ。

改正後	修正前
(別表) [1. ～174. 略] 175. アルイティハード・アルイスラミヤ (AIAI) <u>AL-ITIHAAD AL-ISLAMIYA / AIAI</u> <u>(original script: الاتحاد الاسلامي)</u> 旧称：不明 所在地：不明 国連制裁委員会による指定日：2001年10月6日（2007年12月21日、2011年12月13日、<u>2013年3月18日及び2019年8月9日に改訂</u>） その他の情報：ソマリアとエチオピアにおいて活動していると報告されている。2012年2月にアイマン・ムハンメド・ラビ・アル・ザワヒリ（158. に指定した個人）によってアル・カーイダ（166. に指定した団体）の支部として認められたハラカト・アル・シャバーブ・ムジャーヒディーン（アル・シャバーブ）に合併した。ソマリア及びエリトリアに関する<u>国連安全保障理事会決議第1844号</u>（2008年）において定められた制裁措置の対象にも指定されている（参照 https://www.un.org/sc/suborg/en/sanctions/751）。指導部にはハッサン・ダヒル・アウエイス（268. に指定した個人）がいる。AIAI はアル・ハラマイン・イスラム財団（ソマリア）（287. に指定した団	(別表) [1. ～174. 同左] 175. アルイティハード・アルイスラミヤ (AIAI) <u>AL-ITIHAAD AL-ISLAMIYA / AIAI</u> 旧称：不明 所在地：不明 国連制裁委員会による指定日：2001年10月6日（2007年12月21日、2011年12月13日及び<u>2013年3月18日に改訂</u>） その他の情報：ソマリアとエチオピアにおいて活動していると報告されている。2012年2月にアイマン・ムハンメド・ラビ・アル・ザワヒリ（158. に指定した個人）によってアル・カーイダ（166. に指定した団体）の支部として認められたハラカト・アル・シャバーブ・ムジャーヒディーン（アル・シャバーブ）に合併した。ソマリア及びエリトリアに関する<u>安全保障理事会決議1844</u>（2008年）において定められた制裁措置の対象にも指定されている（参照 www.un.org/sc/committees/751/index.shtml）。指導部にはハッサン・アブドゥッラー・ヘルシー・アル・トゥルキー（444. に指定した個人）及びハッサン・ダヒル・アウエイス（268. に指定した個人）がい

体)を通じて資金を得ている。国連安全保障理事会決議第1822号(2008年)に基づく見直しは2010年6月21日に終了した。同団体に対するインターポール(国際刑事警察機構)・国連安全保障理事会特別手配書のウェブ・リンク：<https://www.interpol.int/en/How-we-work/Notices/View-UN-Notices-Entities>

[176. ~776. 略]

777. アリ・マイチョウ(別名：(a) アブドゥルラフマーン・アル・マグレビ(b) アブドゥルラフマーン・レ・マロケン(c) アブ・アブドゥルラフマーン・サンハジ

ALI MAYCHOU

(original script: علي ماشو)

(a.k.a. : (a) Abderahmane al Maghrebi (b) Abderrahmane le Marocain (c) Abou Abderahmane Sanhaji)

称号：不明

役職：不明

生年月日：1983年5月25日

出生地：Taza, Morocco

国籍：モロッコ

旅券番号：モロッコ旅券 V06359364

ID番号：モロッコ国民IDカード AB704306

住所：マリ

国連制裁委員会による指定日：2019年8月14日

その他の情報：イスラム・マグレブ諸国のアル・カーイダ

る。AIAI はアル・ハラマイン・イスラム財団(ソマリア)(287. に指定した団体)を通じて資金を得ている。安全保障理事会決議1822(2008年)に基づく見直しは2010年6月21日に終了した。

[176. ~776. 同左]

[新設]

組織（１７３．に指定した団体）、アンサール・エッディーン（６３５．に指定した団体）及びジャマーア・ヌスラトゥル・イスラーム・ワ・アル・ムスリミン（７７０．に指定した団体）のメンバー。身体的情報：身長１８５cm、体重８０kg。同人に対するインターポール（国際刑事警察機構）・国連安全保障理事会特別手配書のウェブ・リンク：<https://www.interpol.int/en/How-we-work/Notices/View-UN-Notices-Individuals>

７７８．

バー・アグ・ムーサ（別名：(a)アグ・モッサ(b)アミ・サーリム)

BAH AG MOUSSA (a. k. a. : (a) Ag Mossa (b) Ammi Salim)

称号：不明

役職：不明

生年月日：不明

出生地：不明

国籍：マリ

旅券番号：不明

ID 番号：不明

住所：不明

国連制裁委員会による指定日：２０１９年８月１４日

その他の情報：アンサール・エッディーン（６３５．に指定した団体）の設立メンバーで、ジャマーア・ヌスラトゥル・イスラーム・ワ・アル・ムスリミン（７７０．に指定した団体）の作戦指導者。同人に対するインターポール（国際刑事

[新設]

警察機構)・国連安全保障理事会特別手配書のウェブ・リンク:
<https://www.interpol.int/en/How-we-work/Notices/View-UN-Notices-Individuals>

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。